

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年11月8日

独立行政法人労働者健康安全機構
東北労災看護専門学校
契約担当役 校長 徳村 弘実

1 調達件名等概要

(1) 調 達 件 名

加圧給水ポンプ更新工事

(2) 履 行 場 所

〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4丁目6番10号

独立行政法人労働者健康安全機構 東北労災看護専門学校

(3) 調 達 内 容 等

別紙仕様書による

(4) 契 約 期 間

契約締結日の翌日 ～ 令和7年3月20日

(5) 入 札 方 法

上記1 (1) のほか納入に要する一切の費用を含めた額で行う。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 当機構から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 厚生労働省から令和5・6年度有資格者名簿のうち東北ブロックにおける「電気」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北ブロックの一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

(5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(6) 主任技術者として一級又は二級管工事管理技士又は建築士ないしこれと同等以上の資格を有する者を配置すること。

(7) その他契約担当役が必要に応じて提出を求めた資料及び書類を提出できること。

3 入札書の提出場所等

(1) 本件に関する問い合わせ先

〒981-0911 宮城県仙台市青葉区台原4-6-10

独立行政法人労働者健康安全機構 東北労災看護専門学校

事務室 矢吹 由

電話：022-233-0617 FAX：022-274-2172

(2) 入札説明書等の交付時期及び交付場所

令和6年11月8日 から上記3 (1) の場所にて交付する

(3) 入札説明会の日時及び開催場所

当該業務については、入札説明会を開催しないものとする。

(4) 入札に係る質問受付期限及び提出方法について

令和6年11月15日 17時00分

質問は所定の様式に記入し、Word版とPDF版（押印したもの）をEメールにて提出すること。

(5) 入札書等の受領期限及び提出場所

令和6年11月22日 12時00分

郵送による提出の場合も令和6年11月22日 12時00分必着とする。

上記3 (1) の場所に提出すること

(6) 開札の日時及び開札の場所

令和6年11月25日 11時00分

東北労災看護専門学校 会議室

※欠席する場合は事前に連絡をすること。

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金

入札保証金の納入は免除する。但し、落札者が契約書を締結しない場合や、落札後に、落札者が競争に参加するために必要なものとして提出した資料及び書類等に、自己が有利を得よう、虚偽の記載等があった場合は、契約担当役は落札者より落札金額の100分の10を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金

1 契約保証金は、工事請負代金額の10分の1以上とする。

2 落札者は、落札決定の日から原則として7日以内に、以下のいずれかの書類を提出しなければならない。

- ・ 契約保証金に係る保証金振込書及び保証金提出書

保証金振込書は、「仙台銀行台原支店、普通1229301 独立行政法人労働者健康安全機構 東北労災看護専門学校」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、振込を行った金融機関から交付を受けること。

- ・ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る有価証券提出書

有価証券提出書は、証券とともに契約担当役に提出し、有価証券受領書の交付を受けること。

- ・ 債務不履行時による損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書
契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合、又はその他の貯金の受入れを行う組合若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社とする。

- ・ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券
公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- ・ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険に係る証券
履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約束する保険である。なお、履行保証保険は、定額てん補方式によるものとする。

(4) 入札者に要求される事項

封印した入札書に入札説明書に掲げる資料等を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない、当該書類に関し開札までの間において、契約担当役から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 落札者の決定方法

独立行政法人労働者健康安全機構会計細則第42条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 手続きにおける交渉の有無

無。

(9) 詳細は入札説明書による。